

盲ろう者の高齢化に伴う対応について（報告）

- 令和元年度から、車いすを利用する盲ろう者の介助に関し、養成研修「移動介助実習」に「車いす講習」を導入している。
- 令和2年度から、歩行に困難を伴うなど、介助に関し、特段の配慮が必要な者については、以下のとおり対応している。
 - ・盲ろう者通訳・介助者の登録調書に介護福祉士及び介護職員初任者研修（ホームヘルパー養成研修を含む）について記載する欄を設け、把握している。
 - ・現在の登録通訳・介助者に対しては、派遣コーディネートなどの機会あるごとに介護福祉士及び介護職員初任者研修（ホームヘルパー養成研修を含む）について状況を随時、把握している。
 - ・派遣依頼の状況（歩行困難の程度を含む。）に応じてこれら有資格者等を優先的にコーディネートしている。